

## 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における

## 平成27年度特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付要項

## 1 趣旨

本市では、「高齢者の多様な居住環境の実現」を目標に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護基盤の整備を進めています。

今回は、平成29年10月1日を開設期限とし、特定施設入居者生活介護の設置運営法人の内定申請を受け付けます。

## 2 日程

項目	日程
質問受付	平成27年12月28日（月）まで ※電話による受付は行いません。必ず、電子メール（下記問合せ参照）にてお願いします。電子メールでの対応が難しい場合は個別に御相談させていただきます。また、原則的に期限を過ぎた質問は受け付けませんので、御承知おき下さい。公平性を期するため、頂いた質問及び回答については、別途本市ホームページにおいて公表することを予定しております。
図面の事前確認 (既存建物で申請する場合のみ)	平成27年12月28日（月）まで ※来庁による対応は行いません。郵送、FAX又は電子メールにて送付してください（下記問合せ参照）。また、原則的に期間を過ぎた問合せは受け付けませんので、御承知おき下さい。なお、当該事前確認を行っていない場合は、申請を受け付けませんので、お気を付け下さい。 ※新設で申請をされる場合は、事前確認を行う必要はありません（希望されても受け付けできませんので、御了承ください）。各自で関係法令等（下記3を参照）を確認して頂き、不明な点については上記質問受付を御利用ください。なお、内定後に図面等を基に本市と確認する機会を設ける予定です。
申請予約受付期間	平成28年1月8日（金）午前9時から 平成28年1月15日（金）午後5時まで（厳守） ※申請予約受付期間中に申請書類の提出希望日時を電話予約してください。
申請書類受付期間 (申請書提出期間)	平成28年1月18日（月）から平成28年1月29日（金）まで
申請書類補正期限	平成28年2月3日（水）まで ※提出書類で補正の必要のある場合に訂正していただく期限となります。
内定決定日	平成28年2月下旬～3月上旬（予定）
開設期限	平成29年10月1日まで（厳守）

### 3 関係法令等

計画は、「建築基準法」、「消防法」、「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」、「川崎市認知症対応型共同生活介護事業者等選定基準」、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導要項」、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針（※）」その他関係法令等を遵守したものとしてください。

なお、「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」及び「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」についても、各自で内容を確認したうえで、基準を満たしたものを提出して頂きますが、内定後に図面等を基に本市と確認する機会を設ける予定です。

ただし、既存建物で申請をお考えの場合は、上記2を参照のうえ、必ず図面の事前確認を行ってください。

※当該指針に記載された事項を遵守できない場合は内定申請を無効とさせていただきます。

※「川崎市認知症対応型共同生活介護等事業者等指定基準」第2条第5項及び第6項に該当する場合には内定取消等の措置を取る場合がございますので、予め御了承ください。

#### <基準抜粋>

- 5 行政処分及びそれに準ずる処分を受けた事業者については、処分決定日において申請を無効とし、その内定を取り消し、その翌日から起算して5年間の経過するまでの間に申請期間（市が申請書等によって申請を受理する期間をいう。以下同じ。）がある内定申請受付に申請できないものとする。
- 6 内定時に誓約した事項を遵守できなかった事業者については、天災その他不可抗力により事業者の責に帰すことができない場合を除き、遵守できなかったことが確定した日においてその内定を取り消し、その翌日から起算して5年間の経過するまでの間に申請期間がある内定申請受付に申請できないものとする。

### 4 内定後のスケジュール（本市への報告等）

(1) スケジュールは、当該施設の整備にあたって必要な法令上の手続き、人員確保、工事等に要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって期限までに開設することが可能なものとしてください。

(2) 内定を受けた事業者は、内定を受けた日から3か月ごとに計画の進捗状況を書面で報告してください。

※ 3か月ごと以外にも、適宜進捗状況の報告を求めることがあります。

※ 正当な理由なく「開設期限」を守れない場合は、内定取消とさせていただきますので予め御了承ください。

(3) 得点記載表（特定施設入居者生活介護事業者選定一覧）に得点を記載した項目の履行について、開設日の2か月前までに本市の確認を受ける必要があります（確認方法は、別紙「特定施設入居者生活介護事業者選定一覧 確認方法」を参照してください）。正当な理由なく、本市の確認を受けられない場合は内定取消とさせていただきますので予め御了承ください。

(4) 開設後6か月、1年及び2年の経過時点でサービスの形態等について書面で報告をしてください（任意様式とします）。また、その後も定期的に報告を求めることになります。

※5（5）に定める第三者評価受審の結果については、2年経過時点で報告してください。

(5) 本内定申請における条件については、開設後も継続して満たす必要があります。介護保険法第七十条の二に規定する指定の更新の度に、当該条件を継続して満たしているかどうか確認をさせていた

でございますので、予め御了承ください。

- (6) 前各項の報告の他、本市が必要と判断した場合は、別途報告をお求めする場合がありますので、予め御了承ください。

## 5 申請条件

### (1) 内定定員数 240名

特定施設入居者生活介護を直接又は外部サービス利用型で提供できるものを対象としますが、定員20名未満となる「地域密着型特定施設入居者生活介護」を除きます。

1 施設当たりの申請定員数は、20名以上80名以下とします。

市街化調整区域での計画の申請は対象外とします。

### (2) 事業用地の確保

事業用地が自己所有の土地である、又は、土地所有者と土地の賃貸借に係る仮契約書等を締結しているなど、事業用地が確保されていることを申請の条件といたします。

### (3) 空床を利用したショートステイの実施

空床を利用したショートステイを実施するために、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10 厚生省告示第19号)に規定する「短期利用型特定施設入居者生活介護費」の算定にかかる届出を行うことを申請条件とします。

また、開設後の報告(4 内定後のスケジュール(本市への報告等)を参照)において、稼働率の報告とともに、ショートステイの利用がない状況での空床が生じた場合において、ショートステイの利用につなげることができなかった理由について説明して頂きます。なお、運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

### (4) 医療機関連携加算について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第103号)に定める「医療機関連携加算」の取得を申請条件とします。運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

運営開始後に、本加算を継続して取得できない事由が生じ、正当な理由がなく再取得しなかった場合には、「川崎市特定施設入居者生活介護事業者選定基準」第2条第6項に基づく措置を取ることがございますので、予め御了承ください。

### (5) 第三者評価受審

福祉サービスの質の向上と、利用者のサービス選択を支援するため、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構(以下、「機構」とします。)が定める福祉サービス第三者評価事業の受審(以下、「受審」といいます。)を申請条件とします。

※機構が定める「評価機関別 推進機構認証評価項目及び対象サービス種別一覧」を参照して、特定施設入居者生活介護分野について登録を受けた評価機関に委託してください。

初回の受審は2年度目を実施することとします。

その後は、介護保険法第七十条の二に規定する指定の更新の度を実施することとし、更新とその次の更新の間いずれかの時期に実施すればよいこととします。

正当な理由なく上記に定める受審を実施しなかった場合には、「川崎市特定施設入居者生活介護事業者選定基準」第2条第6項に基づく措置を取ることがございますので、予め御了承ください。

## 6 申請書類

別紙「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」に記載された添付書類を提出してください。

提出部数は正副各 1 部

※A4 ファイルに綴じてください。

※（正のみ）インデックスを貼ってください。インデックスには、「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」に記載された添付書類の番号を書き込み、どの書類がどこに入っているのかが分かるようにしてください。

※A4 ファイルの背表紙には、「●●●●（施設名）平成 27 年度特定施設入居者生活介護 申請書類 ●●●●（法人名）」と記載してください。

※両面印刷はしないでください。

## 7 申請方法等

「申請書類受付期間」に申請書類を提出してください。

提出にあたっては、「申請予約受付期間」中に提出する日時を電話予約してください。なお、「申請予約受付期間」及び「申請書類受付期間」は、本要項「2 日程」のとおりです。

（注意事項）

- (1) 申請に必要な書類に不足、不備等がある場合は、補正を行うまで受理することができかねますので御注意ください（書類を預かることはできません）。
- (2) 申込みの際は、書類の内容等について説明可能な方が来庁してください（来庁人数 2 名まで）。
- (3) 提出された書類は、本内定申請受付に係る目的以外には使用いたしません。川崎市情報公開条例（平成 13 年条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。
- (4) 申請書は正副各 1 部提出してください。副の書類は写しで結構です（インデックスは正のみ貼ってください）。
- (5) 提出された書類については、必要な範囲で複写する場合があります。
- (6) 「申請書類受付期間」以降の資料の提出は認めません。ただし、審査のため、本市から追加資料を求める場合があります。
- (7) 申込書類の受付後に補正の必要があると判断されたものについては、本市から申請者に連絡し、「申請書類補正期限」までに訂正等をしていただく場合があります。

## 8 申請の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を無効とします。

- (1) 申請資格がない法人の申請
- (2) 申請に必要な書類が不足している申請
- (3) 申請に必要な書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない申請
- (4) 申請に必要な書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている申請
- (5) 申請に必要な書類に虚偽の記載がある申請
- (6) 申請に必要な書類中その要領が不明確な申請
- (7) 申請申込書に記名押印のない申請
- (8) 申請に関し不正な行為があった申請
- (9) 本要項で指定した事項に従わないで申請した法人の申請
- (10) 介護保険法第 70 条第 2 項、第 78 条の 2 第 4 項（混合型で申請する場合は、第 115 条の 2 第 2 項、第 115 条の 1 第 2 項も含む。）に該当する者が行う申請
- (11) 関係法令等を満たさない申請（「3 関係法令等」を参照）
- (12) 既存建物で申請する場合で、「2 日程」に規定する「図面の事前確認」を行っていない申請
- (13) 本申請に係る用地又は建物（以下、「用地等」と言います。）を貸借する場合など、自己の所有でない用地等にて申請をする場合で、別の申請者について当該用地等に係る申請があったときは、原則的に申請を無効とします。申請者の責任で当該用地等について他に申請がないかど

うかを事前に確認してください。

(14) その他、本要項で指定した以外の方法によって申請した法人の申請

## 9 設置・運営法人の決定方法

(1) 別紙「特定施設入居者生活介護事業者選定基準」に基づき採点を行います。

「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」において審査します。

なお、選定基準は別紙を御確認ください。選定基準は基準を満たした後、開設後も継続して基準を満たし続けることを条件とします。

※開設後の報告義務もあります。詳細は、「4 内定後のスケジュール」を参照してください。

(2) 設置・運営法人の内定

選定基準を参考に「地域密着型サービス等部会」での審査を総合的に評価し、運営法人の内定を決定します。

(3) 結果の通知

結果については、全ての法人に対して選考の終了後に通知します。

## 10 結果の公表・申請書類の取扱

本申請受付の結果については、川崎市インターネットホームページで公表します。

また、選定された法人の提案内容については、本市が公表できるものとし、福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供するため、別紙「特定施設入居者生活介護の内定申請内容に関する誓約書」にて誓約していただいた項目についても、川崎市インターネットホームページで公表します。

なお、選定された申請書類の著作権は本市に帰属し、申請された書類は全て返却致しません。

## 11 内定の取消

内定後においても、次に掲げる事項に該当する場合は、内定の取消を行う場合があります。

なお、内定の取消に伴い生じる法人負担・損害等については、本市からの補填や賠償はありません。

(1) 必要な許認可が取得できない場合、又は、重大な変更を要する場合

(2) 正当な理由なく、計画変更や提案内容が守ることができない場合

(3) 正当な理由なく、得点記載表（特定施設入居者生活介護事業者選定一覧）に得点を記載した項目の履行について、開設日の2か月前までに本市の確認を受けられない場合

(4) 正当な事由なく平成29年10月1日までに開設に至らないことが確実な場合

(5) 申請書類の内容と大幅な差異を生じた場合

(6) 申請書類に虚偽等が判明した場合

(7) 法人の代表者等が、本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者と判明した場合、又は、新たに対象となった場合

(8) 特段の事由もなく本市の指導に従わない場合

(9) 法令遵守に抵触する事由が発生した場合

(10) その他事業執行上、支障が発生した場合

## 12 留意事項

(1) 本件の内定申請受付に伴い、審査に係る「地域密着型サービス等部会」委員に対しての接触を禁じます。

なお、接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

(2) 施設整備を進めるに際しては、地域への説明及び必要な調整を行いながら整備を進めるとともに、近隣への日照、騒音等の環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において、誠意を持って地域へ対応してください。

- (3) 地域との良好な関係の構築、維持に努めてください。
- (4) 申請に関し必要な費用は、申請者の負担とします。
- (5) 提出された書類について、内容等の確認の連絡を行う場合がありますので、必ず、写しを保管しておいてください。
- (6) 運営予定事業者として内定を受けた後の開設場所、事業開始予定時期、入居定員、入居時の要件（介護専用型から混合型又は、混合型から介護専用型）及び運営予定事業者に係る変更（事業譲渡）は原則的にできません。

**【申込み・お問い合わせ先】**

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

電 話 044-200-2469

FAX 044-200-3926

E-mail [40kosui@city.kawasaki.jp](mailto:40kosui@city.kawasaki.jp)

所在地

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエアビル西館10階

**★注意★**

申請内容は、必ず実現可能なものとしてください。